



あなたは、
どんな生活を送りたいですか？

あなたの

「こんな生活をしたい」

「こんな手伝いをしてほしい」

という気持ちを

応援する法律があります。

それを障害者総合支援法といいます。

わかりやすい版

知ろう・使おう・楽しもう

障害者総合支援法のサービスを利用したい人へ

(法律の正式な名前は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます)

自分で決めた 暮らしや夢を 実現するために

働きたい、遊びに行きたい、一人で暮らしてみたい…。
あなたのそうした希望を応援し、
生活をお手伝いするために、
障害者総合支援法はあります。
障害者総合支援法は
どんなふうに使われているのか、
見てみましょう。

アート作品づくり

福島・郡山

森陽香さん



森さんは、生活介護の事業所で
アート作品をつくっています。
手に障害がある森さんは、
足を使って絵を描いたり、作品をつくったりします。
絵の具や道具の準備は、職員が手伝います。
絵が好きだった森さんは、
アート作品づくりができる
生活介護の事業所を選び、
通っています。
森さん以外の利用者も、
体操やダンスをしたり、
テレビを見たり、
さまざまな活動をしています。



森さんが 利用中のサービス

生活介護

さまざまな活動や
作業をする施設です。
昼間に通います。
お菓子をつくったり、
アート作品をつくったり、
簡単な作業をしたりします。
どんなことをするかは
施設によってちがいます。



会社で働く

東京・港区

田中真太郎さん



田中さんが
利用したサービス

就労移行支援

会社等で働きたい人に
仕事の仕方を教えたり、
仕事の練習を

させてくれる施設です。
平日の昼間に通います。

田中さんは、病院などで使う機械をつくらしている会社で働いています。

書類を印刷したり、手紙を封筒に入れたりするのが、
田中さんの仕事です。

会社に入る前、田中さんは就労移行支援事業所で1年半、

仕事の練習をしました。

仕事が丁寧な田中さんは、会社の中で頼りにされています。

グループホームで暮らす

大阪・箕面

亀田紋加さん



亀田さんが
利用中のサービス

グループホーム

一つの建物で2~10人の
障害のある人が暮らします。
食事やお風呂、着替えなどを
職員が手伝ってくれます。

亀田さんは、他の5人の障害のある人と一緒に、
グループホームで暮らしています。

夕方、グループホームに帰ってきて、
お風呂に入ってからごはんを食べます。

お風呂はヘルパーが手伝います。

ごはんは、グループホームの職員が作ります。

亀田さんは、外出に着ていく服を選ぶのが好きです。

あなたの

つか 使いたいサービスは、ある？

しょうがいしゃ そうごう し えん ほう
障害者総合支援法には あなたの生活を支える たくさんのサービスがあります。
どんなサービスがあるのか、あなたが使いたいサービスはあるか、見てみましょう。



せい かつ かい ご 生活介護・地域活動支援センター

しょうがい ひと ひる ま かよ え か
障害のある人が 昼間に通って絵を描いたり、
さく ひん つく
作品を作ったり、スポーツをしたり、
さぎょう
作業をしたりします。



しゅうりゅう い こう し えん しゅうりゅう けいぞく し えん 就労移行支援・就労継続支援

はたら しょうがい ひと かよ
働きたい障害のある人が 通います。
しごと れんしゅう
仕事の練習が できます。



グループホーム

にん しょうがい ひと
2～10人の障害のある人が
ふ つう いっけん や
普通の一軒家などで いっしょに暮らします。
しょくじ ふ ろ せい かつ
食事やお風呂など 生活にかかわることを
て づだ
手伝ってもらえます。



し せつ にゅうしょ し えん 施設入所支援

しょうがい ひと
たくさんの障害のある人が、
し せつ なか
施設の中で いっしょに暮らします。
しょうがい おも ひと たいしょう
おもに 障害の重い人が対象です。
せい かつ ひつよう
生活に必要なことを 手伝ってもらえます。



相談する



やすむ



相談支援

短期入所(ショートステイ)

グループホームや施設に短期間泊まって、生活に必要なことを手伝ってもらいます。病気や用事などで家族が世話できないときに使えます。

生活していて困ったことなどの相談にのってくれます。福祉サービスを使うときの手伝いもしてくれます。



くらす



でかける

居宅介護(ホームヘルプ)

障害のある人が、親などといっしょに暮らしたり一人暮らしをしたりするときに生活の手伝いをしてくれます。

移動支援(ガイドヘルプ)

障害のある人が出かけるときに、付き添ってくれます。買い物や乗り物に乗るための手伝いなどをしてくれます。

このほかに、行動援護、重度訪問介護、同行援護などのサービスもあります。

障害者総合支援法のサービスって どうやったら使えるの？

役所の職員や相談支援専門員といっしょに、
どんなサービスを使うか決めましょう。

1 申し込む



だれ
誰かといっしょに
行っても
かまいません。

やくしょ しょうがいしゃ そうごう し えん ほう
役所に 障害者総合支援法の
サービスを使いたいと
申し込みます。

2 希望や困っていることを伝える



ねが
お願いすれば
相談支援専門員が
あなたの家などに
来てくれます。

そうだん し えん せん もん いん
相談支援専門員が、
あなたが どのような生活をしたのか、
困っていることは何かを
聞いてくれます。
あなたの希望を実現するために
どんなサービスを使ったらよいか
いっしょに考え、
手続きを手伝ってくれます。



3 サービスを使う

サービスを使ってみて、
希望とちがうことや
困ったことがあれば、
サービス管理責任者や
相談支援専門員に
相談できます。



あなたが
希望したサービスの
利用がはじまります。
相談支援専門員が
ときどき様子をみに来て、
サービスが
きちんと行われているか
確認します。

4 サービスを変える

サービスを
変えるときも、
相談支援専門員が
手伝ってくれます。



使いはじめたサービスを、
途中で変えることもできます。
そのときは、相談支援専門員に
相談します。



どこに行けば相談できますか？



よく分からない人は、まず、
住んでいる市や町などの役所に行ってみましょう。
サービスを利用するための手続きを教えてください、
相談支援専門員を紹介してくれます。



療育手帳をもってないとだめですか？



療育手帳や愛の手帳、みどりの手帳などがなくても、
サービスは使えます。
まずは、相談支援専門員に相談してみてください。



サービスを使うとお金がかかるのですか？



ほとんどの人は、無料でサービスを使えます。
ただし、たくさんお給料をもらっている人は、
お金がかかることもあります。



施設で暮らしていても 相談できますか？



入所施設にいる人も、
相談支援専門員に相談できます。
施設の職員に、
「相談支援専門員に相談したい」と伝えましょう。



障害者総合支援法は、

障害のある人の希望する暮らしを実現するためにあります。

あきらめたり、がまんしたりせずに、まずは相談してみてください。

わからないことはここに聞いてください